

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

5.1 配慮書に対する経済産業大臣の意見

環境影響評価法第3条の6の規定に基づく経済産業大臣の意見（令和2年8月5日）は、次のとおりである。

経済産業省

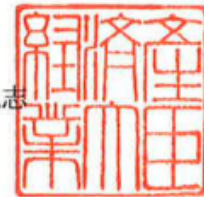
20200512保第9号

令和2年8月5日

株式会社ブルーキャピタルマネジメント

代表取締役 原田 秀雄 殿

経済産業大臣 梶山 弘志



株式会社ブルーキャピタルマネジメント「(仮称) 太白CC太陽光発電事業 計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和2年5月12日付けをもって送付のあった、(仮称) 太白CC太陽光発電事業計画段階環境配慮書について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第3条の6の規定に基づき、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに太陽電池発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「太陽電池発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の程度を整理し、反映させること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 土地の安定性に対する影響

本事業の工事計画において、一部の土地の改変が予定されていることから、地盤の性状や工法によっては土地の安定性に対する影響が懸念される。このため、本事業の工事計画の検討に当たっては、土地の安定性が確保される勾配の決定や工法を選択、排水溝や地下排水施設の設置等の適切な環境保全措置を講ずることにより、土地の安定性に対する影響を回避又は極力低減すること。

(2) 廃棄物等について

本事業は、大規模な太陽電池発電設備等の設置が計画されている。このため、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）（平成30年 環境省）」等を確認し、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理や可能な限りリユースを行うことにより廃棄物の発生抑制に努めるとともに、やむを得ず、廃棄物となるものについては可能な限りリサイクルするなど、適正な処理を行う計画とすること。

以上の検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

5.2 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解

配慮書に対する経済産業大臣の意見及びそれに対する事業者の見解は表 5.2-1 のとおりである。

表 5.2-1 配慮書に対する経済産業大臣の意見と事業者の見解

経済産業大臣の意見	事業者の見解
<p>1. 総論</p> <p>(1) 対象事業実施区域の設定 対象事業実施区域の設定並びに太陽電池発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「太陽電池発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の程度を整理し、反映させること。</p>	<p>対象事業実施区域並びに太陽電池発電設備等の配置等の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の程度を整理し、反映いたします。</p>
<p>(2) 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>	<p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにいたします。</p>
<p>2. 各論</p> <p>(1) 土地の安定性に対する影響 本事業の工事計画において、一部の土地の改変が予定されていることから、地盤の性状や工法によっては土地の安定性への影響が懸念される。このため、本事業の工事計画の検討に当たっては、土地の安定性が確保される勾配の決定や工法の選択、排水溝や地下排水施設の設置等の適切な環境保全措置を講ずることにより、土地の安定性に対する影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>本事業の工事計画の検討に当たっては、土地の安定性が確保される勾配の決定や工法の選択、排水溝や地下排水施設の設置等の適切な環境保全措置を講ずることにより、土地の安定性に対する影響を回避又は極力低減するよう努めます。</p>
<p>(2) 廃棄物等について 本事業は、大規模な太陽電池発電設備等の設置が計画されている。このため、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）（平成 30 年 環境省）」等を確認し、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理や可能な限りリユースを行うことにより廃棄物の発生抑制に努めるとともに、やむを得ず、廃棄物となるものについては可能な限りリサイクルするなど、適正な処理を行う計画とすること。</p>	<p>太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）（平成 30 年 環境省）」等を確認し、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理や可能な限りリユースを行うことにより廃棄物の発生抑制に努めるとともに、やむを得ず、廃棄物となるものについては可能な限りリサイクルするなど、適正な処理を行う計画とするよう努めます。</p>